

カワバタモロコ保護推進指針

1 種の概要等

カワバタモロコ (コイ目 コイ科)

Hemigrammocyppris rasborella Fowler

岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅危惧 I 類

環境省第4次レッドリスト 絶滅危惧 I B 類

(1) 生息情報

体長 4 cm。体高がやや高く、口は斜め上に開き、ひげはない。繁殖期の雄は体が金色に輝く。流れの穏やかな小河川や水路、ため池に生息。砂泥底や泥底で植物が繁茂する場所を好むが、著しい汚泥の堆積や水質汚染は本種の生息を妨げる恐れがある。繁殖には、岸辺の植物帯が重要と考えられる。河川・水路・ため池の改修で、岸辺の植生が失われないように配慮が必要である。

(2) 分布状況

岡山県では主に県南部に生息。静岡県以西の本州太平洋側、四国瀬戸内側、九州北部に分布。

(3) 存続を脅かす要因

池沼開発、河川開発、用水路改修、川相変化、湿地開発、土地造成、外来種食害、水質汚濁、農薬汚染、個体群の細分化

(4) 指定理由等

① 指定理由

河川整備など人為の影響による生息地の状況の悪化や本種の希少性に着目している飼育マニアの存在等により、生息数は著しく減少していると考えられ、その存続に支障を来していることから、厳重な保護対策を講じるとともに、生息環境の維持を図り、乱獲等の防止策を講じる必要がある。

② 指定年月日

平成 24 年 3 月 30 日

参考文献：岡山県版レッドデータブック 2009 動物編

2 保護の目標

本種は主に土水路等の原始的な水路に生息し、増水時に水に浸る草地や水路と連絡のある水田等で産卵すると考えられるが、分布や生態については未だ不明な点も多い。その解明を進めるとともに、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び捕獲等の防止策を講じることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

3 保護の推進に関する方策

(1) 生息状況等の把握・モニタリング

- ・本種の分布や生態については不明な点が多いことから、生物学的特性、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握のための調査・研究を進める。
- ・既知生息地での生息状況を把握するために個体数の確認、生息環境等に関する調査の継続実施、情報の蓄積を行う。生息地の破壊を防ぐため、調査は、投網、セル瓶、定置網への追い込み等、定量的かつ個体群への影響が小さい方法で行い、なるべく繁殖期および稚魚の時期は避ける。
- ・本種は水位等の条件によっては周辺へ移動分散すると考えられることから、既知生息地周辺での新たな生息地の調査を進める。

(2) 生息地における生息環境の維持・改善

- ・本種の生息数は著しく減少していると考えられる。これらの原因の究明及び生態学的特性を踏まえ、生息環境の維持・改善のための効果的な対応策を検討する。
- ・生息地及びその周辺地域での土地改変や河川改修の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 人工繁殖及び個体の再導入

- ・本種は飼育下で比較的容易に個体数を増やすことができる。可能な限り自然環境下での維持増殖を図ることとするが、必要に応じて、飼育下や閉鎖的な池などで人工繁殖を行う。
- ・必要に応じて、再導入による個体数の増加を図る。再導入は生息環境を整えたうえで行うこととし、遺伝的かく乱を防止するため、原則として他地域からの個体の持込みは行わない。

(4) 生息地における捕獲等の防止

- ・本種の減少の原因の一つとして、業者やマニアによる捕獲が考えられることから、捕獲や生息地への不用意な立入等、個体群の持続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生息地（保護推進区）における指定希少野生動植物保護巡視員による監視等を行う。

(5) 普及啓発の推進

- ・保護の必要性、保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける。
- ・遺伝的かく乱の防止のため、他地域からの個体が無計画に持ち込まれないよう、啓発に努める。
- ・本種の存在を脅かす肉食外来魚等が持ち込まれないよう、啓発に努める。
- ・地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。ただし、生息地等の情報の取扱いには十分注意し、乱獲等を誘引することがないよう配慮する。

- ・本種の産卵地である増水時に水に浸る草地や水路と連絡のある水田等は人為的活動によって維持されている部分もあり、人と自然環境の関わりを示す自然環境学習の場や自然保護啓発の場としての活用を図る。

4 保護の推進に関する重要事項

(1) 生息地の維持管理

- ・本種の生態には不明な点が多いため、生息環境が悪化した場合の復元は困難である。このため、現存する生息地の環境が維持されるよう、関係者に対し、生息地保全への配慮と協力を呼びかける。

(2) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・捕獲及び生息環境の悪化等により本種の生息が脅かされないよう、本種の生息地を管理する地元行政機関、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡回しその捕獲を防止する指定希少野生動植物保護巡視員、実質的な保護の主体となる地域住民等との連携を図る。